

株式会社森重木工所 行動計画（第三期）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2019 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日

2. 内 容

<目標 1>

- ・年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

<対策>

平成 31 年 4 月 1 日～

- ・年次有給休暇の取得状況を把握する

平成 31 年 4 月 20 日～

- ・年次有給休暇の取得に向けて従業員に対し啓発活動を図る

<目標 2>

- ・所定外労働時間を現状よりも改善する。

<対策>

平成 31 年 4 月 1 日～

- ・所定外労働の実態の把握

平成 31 年 4 月 20 日～

- ・ノー残業デーを設定・実施し、残業時間の抑制を図る